

宗像市介護保険住宅改修費受領委任払制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、宗像市（以下「市」という。）が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の支給を受ける居宅要介護（支援）被保険者（以下「被保険者」という。）の一時的負担を軽減するため、受領委任払制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 受領委任払制度とは、市が被保険者に対し住宅改修費を支給するに当たり、被保険者が委任した事業者（第4条に規定する事業者をいう。）をその受取人とし、市が当該事業者に住宅改修費を支払うことをいう。

(対象者)

第3条 この制度の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 介護保険料滞納による支払方法の変更により償還払い給付となっていない者
- (2) 介護保険住宅改修費の請求及び受領に関する権限を事業者に委任している者

(事業者の登録)

第4条 受領委任払制度の登録を受けようとする事業者は、あらかじめ宗像市介護保険住宅改修施工事業者登録届出及び住宅改修費の受領委任払いに係る申出書（様式第1号）に介護保険住宅改修に係る確約書（様式第1-2号）（以下「確約書」という。）を添えて、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項により届出があった事業者を登録し、確約書の写しを添えて宗像市介護保険住宅改修施工事業者（受領委任払い）登録通知書で当該申請者に登録番号等を通知するものとする。

る。この場合、介護保険住宅改修施工事業者登録台帳（様式第2号）により整備しなければならない。

(登録内容の変更等)

第5条 宗像市介護保険住宅改修施工事業者（受領委任払い）登録決定を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、前条の規定により登録した内容に変更が生じた場合は宗像市介護保険住宅改修施工事業者（受領委任払い）登録内容変更届出書（様式第1-3号）により、事業所を廃止・休止または再開する場合は宗像市介護保険住宅改修施工事業者（受領委任払い）登録廃止・休止・再開届出書（様式第1-4号）により市長に届け出なければならない。

(登録事業者の責務)

第6条 登録事業者は、確約書に定められた事項を遵守するとともに、被保険者等の相談に対し適切かつ親切な対応に努めなければならない。

2 登録事業者は、市が行う介護保険住宅改修に関する説明会及び研修会に出席しなければならない。

(登録事業者の取消し)

第7条 市長は、登録事業者が次のいずれかに該当すると認める場合は、宗像市介護保険住宅改修施工事業者（受領委任払い）登録を取り消すことができる。

- (1) 住宅改修費の請求に不正があった場合
- (2) 正当な理由なく受領委任払いを拒否した場合
- (3) その他登録事業者として不当であると認められる場合

2 市長は、前項の規定により登録を取り消す場合は、第4条第2項に規定する登録台帳から抹消し、宗像市介護保険住宅改修施工事業者（受領委任払い）登録取消通知書により登録事業者に通知するものとする。

(承認申請)

第8条 この制度の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費承認申請書（様

式第3号)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。

- (1) 当該住宅改修に係る工事内訳書
- (2) 介護支援専門員等が記載した、住宅改修が必要な理由書(様式第4号)
- (3) 住宅改修の必要性が確認できる日付入りの写真
- (4) 改修内容が確認できる住宅の図面

2 申請者の住居が借家、借間等申請者の持家ではない場合は、前項に掲げる書類のほか、住宅改修承諾書(様式第5-1号、第5-2号又は第5-3号)を添付しなければならない。

(承認決定)

第9条 市長は、前条に係る承認の申請を受けたときは、申請書類に基づき当該住宅改修の内容、適合性について審査するものとする。

2 市長は、前項に基づく審査の結果を住宅改修費承認(不承認)通知書により申請者へ通知するものとする。

(支給申請)

第10条 申請者は、改修工事完了後、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書【受領委任払用】(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 日付が入った住宅改修後の写真
- (2) 自己負担分の領収書

(支給の決定)

第11条 市長は、申請者から前条に基づく申請を受けたときは、住宅改修費に係る支給又は不支給の決定を行い、介護保険償還払支給(不支給)決定通知書〔受領委任〕により登録事業者へ通知するものとする。この場合、申請者に対しても支給(不支給)決定事項を文書で通知するものとする。

2 市長は、支給の決定をしたときは、速やかに当該住宅改修費を登録事業者に支払うものとする。

(支給決定の取消し)

第12条 市長は、虚偽の申請又は法に定める目的以外の改修工事が行われた場合には、支給決定を取り消すことができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。